**④利子補給手続に係る必要書類及び添付書類一覧**

ア　必要書類

|  |  |
| --- | --- |
|  　　借　　入　　者 |  |
| 個人資金 | ア　農業を営む個人（農業を営む者数名が連帯債務で借入れる場合も含む）イ　農業を営む協業組織　※但し、集落営農組織にあっては、特別融資制度推進会議において、経営改善資金利用計画の認定が必要 | ア　農業近代化資金借入申込書　（経営概要については各人の分を添付すること）イ　農業近代化資金借入申込書（様式２）　・定款、規約又はこれに準ずるもの　・最近の業務報告又はこれに準ずるもの　・収支計画、議事録、その他事業ごとに必要　　な書類 |
| 共同利用資金 | 　要綱　別記のｂに係るもの |  ・農業近代化資金借入申込書（様式３） ・定款、規約又はこれに準ずるもの ・最近の業務報告又はこれに準ずるもの ・収支計画、議事録、その他事業ごとに必要 　な書類 |
| 認定農業者 |  上記に準ずる ※特別融資制度推進会議において、経営改善資金利用計画の認定が必要 |  上記に準ずる　ただし、農山漁村振興基金からの利子助成金交付に必要な書類は、（財）農林水産長期金融協会が定めた書類とする。 ・資金利用計画認定申請書 ・農業経営改善計画書（写） 　及び市町村の認定通知書（写） ・利子助成金交付手続きに関する委任状 |

※上記の必要書類は、農業経営改善関係資金基本要綱（前掲）第３の１の規定に基づき、借入希望者から提出された

「前向き制度資金借入申込希望書」及び「経営改善資金計画書」の内容を窓口機関が検討し、農業近代化資金として

取り扱うことが決定された後に、借入希望者に提出させるものとする。

２-11

イ　添付書類

|  |  |
| --- | --- |
| 　 施設区分 |  添　　　　付　　　　書　　　　類 |
|  建構築物 |  ・見積書（詳細なもの） ・設計図（立、測、平面図、必要があれば部分図） ・位置図 ・付近の見取り図及び配置図 ・農舎にあっては農舎利用計画書 ・農舎で住居と併設する場合は、その必要とする理由書 ・畜舎にあっては需給（生産）調整に協力している旨の証明書 但し、他府県で事業を実施する場合は、事業地市町村長の同　 意（公害措置に関する証明又は意見）書 |
|  機械機具類 |  ・見積書 ・カタログ等 ・農機具利用計画書（生産緑地地区にあっては生産緑地地区 証明書、市街化区域にあっては市町村長の意見書及び農業　 近代化資金借入申込みに係る誓約書） ・園内軌道の場合は、その敷設図 ・畜産用機具の設置場所が他府県の場合は、事業地市町村長の 同意（公害措置に関する証明又は意見）書 |
| 果樹等植栽　育成資金 |  ・見積書 ・果樹等の植栽、育成の計画書 ・位置図 ・整地については設計図（構造縦断面図） ・付近に影響を及ぼす場合は、その付近の同意書又は農業協同組合長 の意見書 |
|  家畜購入育　成資金 |  ・見積書（家畜導入で見積書がとれない場合は導入計画書） ・他府県で事業を実施する場合は、事業地市町村長の同意（公害措置に関する証明又は意見）書 ・需給（生産）調整に協力している旨の証明書 |
|  小土地改良　資金 |  ・見積書　・設計図（構造縦断面図）　・位置図 |
|  長期運転　資金 |  ・見積書又は見積書に代わるもの ・その他事例毎に運転資金の金額を証するために必要とする書類 |
| 　大臣特認　資金 |  ・上記の施設区分の研構築物及び機械機具類に準ずる |

２-１２

**(２)農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）**

**①スーパーL資金について**

|  |  |
| --- | --- |
| **資金の概要** | 農業経営改善計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るときに、日本政策金融公庫から長期・低利で借り入れることができる資金です。 |
| **対象者** | 国版認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人） |
| **資金の使途** | 農業経営改善計画の達成に必要な次の資金ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。 ・農地等の取得のほか、改良・造成・施設・機械 農産物の処理加工施設、店舗などの流通販売施設・果樹・家畜等 購入費、新植・改植費用のほか、育成費・その他の経営費：規模拡大や設備投資などに伴って必要となる原材料費、人件費など・経営の安定化：負債の整理（制度資金は除く）など・法人への出資金：個人が法人に参加するために必要な出資金等の支払い |
| **償還期間** | 25年以内（うち据置期間10年以内） |
| **融資限度額** | 【個人】３億円（特認６億円）【法人】10億円（特認20億円[一定の場合30億円]）※経営の安定化のための資金の融資限度額は個人6,000万円（特認1億2,000万円）、法人２億円（特認４億円）です。※2法人の場合、特認の利用に際しては、民間金融機関からの資金調達などの要件があります。詳しくは、日本政策金融公庫までお問合せください。  |
| **貸付利率** | 0.16％～0.30％(令和３年11月18日現在)※償還期間により異なります。 |
| **担保・保証人** | 要相談 |

**※利子助成対象について**

①　H31.4より、(公財)農林水産長期金融協会からの利子助成(最大２％)により、貸付当初５年間実質無利子での融資を受けることができる対象者が、「実質化された人・農地プラン」に中心経営体と位置づけられた認定農業者（認定を受けることが確実であることを市町村から証明を受けられる場合を含む）となりました。

② ①とは別に、「実質化された人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられた等の認定農業者であって、新たに攻めの経営展開を行う計画を策定した場合は、同協会からの利子助成により、貸付当初５年間実質無利子での融資を受けることができます。（ＴＰＰ等対策特別枠）

２-13

**②スーパーL資金利子助成関係手続**

スーパーＬ資金は、平成23年度までの貸付分までは、借受者の金利負担軽減措置として、国及び市町村が利子助成、都道府県が市町村に対して利子助成補助を行っていましたが、平成24年度以降は、地方負担はありませんので、平成23年度までの利子助成対象借受者に対する利子助成及び利子助成補助の手続きを行うことになります。

借

受

者

市

町

村

大

阪

府

①利子助成申請書の提出　　　　②利子助成補助申請

④利子助成金の交付　　　　　 ③補助金交付決定通知

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑤利子助成金実績報告

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑥額の確定、補助金支出

**※利子助成期間中は①から⑥の手続きを毎年度繰り返します。**

２-14